

「福岡市市民公益活動推進条例」逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

【趣旨】

第1条は、この条例の目的を明らかにしたものです。

この条例は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、それぞれの立場や役割を理解し合いながら連携・協力して、市民公益活動の活性化を図り、それによって共働によるまちづくりを推進し、「自治都市・福岡」を築くことを目的としています。

【解説】

地域においては、住みよいまちづくりに向けて、これまでも市民による様々な活動が行われていますが、ごみの問題や防犯、お年寄りの見守りや子育てなど地域の課題は、ますます複雑・多岐になってきています。

みんなが住みよいまちをつくっていくためには、地域の課題解決に向け市民が自主的・自発的に取り組んでいる市民公益活動を今後いっそう活発にしていける必要があります。

このようなことから、この条例で、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明示するとともに、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高め、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図っていかうとするものです。

そして、それによって共働によるまちづくりを推進し、「自治都市・福岡」を築くことを目指すものです。

【Q & A】

Q：条例を作るきっかけになったのは何ですか？

A：平成 15 年 3 月に策定された『福岡市新・基本計画』及び『コミュニティの自律経営推進に関する提言』において、市民公益活動を支援し、活動しやすい環境づくりを行うための条例の必要性が示されたのを受け、同年 8 月から、市議会議員、学識経験者、地域活動実践者、NPO・ボランティア関係者、企業関係者からなる「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」で条例の基本的事項について検討を始めたのがきっかけです。

Q：この条例によって、何がどう変わるのですか？

A：条例で市民公益活動の必要性・重要性を明確に示して、市民や市職員の理解・認識を深めることにより、より多くの市民が参加・活動しやすい環境づくりを行うとともに、市民公益活動の活性化を図っていくことができます。

また、条例で市民公益活動の理念が示されることで、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、その理念に向かって、相互に連携・協力しながら活動を活性化し、それぞれの地域の実情に応じた様々なスタイルの共働を推進することができるようになり、市全体に活動の輪が広がるようになることが期待されます。

Q：この条例によって、かえって市民の自主的・自発的な活動に枠をはめてしまうことにならないのですか？

A：この条例は、市民が公益的な活動をしようとする時に、そのきっかけとなるような理念を示したのであって、活動の枠を示したものではありません。

市民の自主的・自発的な活動を尊重し、活動しやすい環境づくりを行うとともに、より多くの市民の参加や参画を得て、市民公益活動を活性化していくものです。

Q：市民公益活動の活性化というのは当たり前のことであり、なぜ今「市民公益活動推進条例」が必要なのですか？

A：本市では、『福岡市新・基本計画』に基づき、地域の自立に向けて、市民公益活動を活性化し、様々な主体間での共働を進めるための諸施策を展開しているところです。

将来にわたって誇りの持てる地域社会を実現するためには、市を挙げて市民公益活動の意義の認識を深め、活動しやすい環境づくりを行うとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、お互いの役割を認め合い、その自主性・主体性を尊重しながら、対等の立場で知恵と力をあわせて、よりよいまちづくりを推進することが重要となっております。

こうしたことから、条例で市民公益活動に関する基本理念を示し、その理念に向かって相互に連携・協力しながら、市民公益活動を活性化していくものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの

- (2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。

- (3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。

- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。

- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができることを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

【趣旨】

第2条は、この条例で使用する基本的な用語の定義を明らかにしたものです。

【解説】

1 「市民公益活動」

「市民公益活動」とは、市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。

したがって、営利を目的とする活動や同窓会・同好会など会員相互の親睦を目

的とする活動は含まれません。

また、宗教活動や政治活動、選挙運動的な活動については、この条例で「市民公益活動」として扱い、これに市が支援を行うことは適当でないことから、除かれます。

〈参考〉

「特定の公職」とは、公職選挙法に第3条に規定されている、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び議会の議員をいいます。

【Q & A】

Q：そもそも「公益」とは、どういう意味があるのですか？

A：「社会一般の利益、不特定多数の者の利益」という意味であり、これに対する言葉として、個人の利益である「私益」、共同の利益である「共益」があります。

「公益」・「私益」・「共益」の境界は、社会経済情勢の変化や市民の価値観などによって変化するため、厳密な定義は困難ですが、その利益が特定の人のみを対象とするのか、あるいは不特定多数の人を対象とするのかで、評価・判断することができます。

Q：「市民公益活動」という言葉を使っているのは、なぜですか？

A：市民の自主的・自発的な活動を表す言葉としては、「市民活動」や「社会貢献活動」、あるいは「ボランティア活動」などといったものがありますが、こういった活動には、社会一般の利益となるような活動だけではなく、同窓会や同好会など会員相互の親睦を目的とする活動や、各種協同組合のように構成員相互の利益を目的とする活動など、条例で市民と市が一緒になって活性化を図っていこうとする活動としては適当ではないものまで含まれるような概念となっています。

したがって、この条例の対象とすべき市民の活動が、社会一般の利益、すなわち「公益」にかなうものであるということを明確に表すことができる「市民公益活動」という言葉使っているものです。

なお、『福岡市新・基本計画』においても、「市民の公益的な活動」あるいは「市民公益活動推進条例」という表現となっています。

Q：「市民公益活動」とは、具体的にはどのようなものを指すのですか？

A：自治組織による市民公益活動としては、防犯パトロールや危険箇所のチェックなどの防犯・防災活動や、防犯灯の設置及び維持管理、交通安全に関する活動、子どもや青少年の育成活動、高齢者などへの福祉活動、資源物回収などのリサイクル活動、花壇づくり、植樹などの緑化活動、公園、道路などの清掃活動などが

あります。

また、NPO・ボランティア団体による市民公益活動としては、灯明ウォッチングの開催や、松の植樹によるまちおこし、シニア向けパソコン教室の開催、育児サークルの運営、環境美化活動などがあります。

2 「市民公益活動団体」

「市民公益活動団体」とは、自治会・町内会等の自治組織や、NPO、ボランティア団体などの団体であって、市民公益活動を継続的に行うものをいいます。

【Q & A】

Q：「市民公益活動団体」として、自治組織やNPO、ボランティア団体のほか、どのようなものが想定されるのですか？

A：社団法人、財団法人、社会福祉法人などの公益法人や、企業を中心としたエリアマネジメント団体などのうち、市民公益活動を継続的にやっている団体については、「市民公益活動団体」に該当すると考えます。

Q：宗教活動や選挙運動的な活動を行う団体は、市民公益活動を継続的に行っているとしても、「市民公益活動団体」として認められないのですか？

A：宗教活動や選挙運動的な活動そのものは、この条例の「市民公益活動」からは除かれますが、そのような活動を行う団体であっても、市民公益活動を主たる活動目的として継続的に行っていれば、その部分においては、「市民公益活動団体」として扱うことを禁止するものではありません。

3 「自治組織」

「自治組織」とは、町内会、自治会、自治協議会、自治連合会など、市内の一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

4 「事業者」

「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う法人・個人をいいます。

5 「学校」

「学校」とは、学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校などをいいます。

6 「共働」

「共働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、対等の立場

で相互の役割と責任を認め合いながら、知恵と力をあわせて共に行動することを
いいます。

【Q & A】

Q：一般的な「協働」ではなく、「共働」という言葉を使っているのはなぜですか？

A：一般的には、「協力して働く。コラボレーション」という意味で、「協働」という言葉が使われていますが、『福岡市新・基本計画』において、「共に」汗して取り組む、「共に」行動することが不可欠であるという認識のもと、「共に働く」という意味を込めて、「共働」という新しい言葉が使われることとなった経緯を踏まえ、この条例でも「共働」という言葉を使っています。

7 「自治都市・福岡」

「自治都市・福岡」とは、すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができることを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいいます。

【Q & A】

Q：「自治都市・福岡」という言葉を使っているのはなぜですか？

A：『福岡市新・基本計画』において、新しい福岡づくりの基本方向を示す言葉として「自治都市・福岡」が使われていることを踏まえ、この条例でも「自治都市・福岡」という言葉を使っています。

本市は、中世博多の自治都市の歴史と進取の気概を受け継ぐ都市であり、将来にわたって「福岡らしさ」を大切にしながら、自治のまちの実現を目指そうとするものです。

(基本理念)

第3条 市民公益活動の活性化は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し、共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し、若しくは参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指すこと。

【趣旨】

第3条は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、市民公益活動を活性化するに当たっての基本的な考え方を明らかにしたものです。

【解説】

市民公益活動を活性化するためには、それぞれの主体が、相互に参加・参画し、多様な連携を進めることが必要となっています。しかしながら、お互いに何をやっているのかわからない、どう協力・連携したらよいかわからないなどの声も依然として多く、まずはお互いを知ることから始める必要があります。

具体的には、「(1) 必要な情報を相互に提供・共有し」、「(2) それぞれの立場や役割を相互に理解し」、「(3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重し」、「(4) それぞれの活動に相互に参加・参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指す」ことが必要となっています。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、当該地域社会に対して自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第4条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、市民の役割を定めたものです。

【解説】

地域においては、これまでも市民による様々な活動が行われていますが、子育てや介護、環境・ごみ問題、防災・地域安全など地域の問題は、ますます複雑、多岐になってきており、その解決に向けて市民が今以上に関わっていくことが重要となっています。

こうしたことから、市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加・協力するよう努めることが、その役割として期待されるところです。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

2 市民公益活動団体は、自らが行う活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

3 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図るよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。

(2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

【趣旨】

第5条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、市民公益活動団体の役割を定めたものです。

【解説】

市民公益活動団体は、地域の様々な問題について、自主的・自発的な取り組みを行っていますが、個々の団体だけで全てを解決するのは難しく、いろいろな団体と連携・協力しながら、また、多くの市民の参加を得ながら活動することが重要となっています。

そのためには、自ら行う活動について、広く市民の理解・協力が得られるようにするとともに、その公正性・透明性の確保に努める必要があります。

こうしたことから、市民公益活動団体には、「(1) 社会的な責任を自覚し、主体的に活動を行う」とともに、「(2) その活動について、市民の理解及び協力が広く得られるようにするとともに、公正性・透明性の確保に努め」、「(3) 団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図り」、また、「(4) 特性に応じた役割を果たす」よう努めることが、その役割として期待されるところです。

また、市民公益活動団体の中でも、自治組織については「住民自らの発意による多様な活動及びより多くの市民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと」が、NPO及びボランティア団体については「社会的な課題の解決を

目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと」が、その役割として特に期待されることです。

【Q & A】

Q：市民公益活動団体は、なぜ社会的な責任を自覚しなければならないのですか？

A：市民公益活動団体は、公益性・社会性の高いサービスを提供する団体であり、その活動については、社会的な評価が問われることになりますので、その責任を自覚し、広く市民の理解・協力が得られるよう心がける必要があると考えます。

Q：「自律的経営」とは？

A：地域がこれからもっと自治の力を高め、最終的には住民自身で継続的・計画的にコミュニティを運営していくことをいいます。

『福岡市新・基本計画』において示された、「地域が、コミュニティの自律的経営を目標としながら、活動の活性化を図る」という考え方を踏まえたものです。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

第6条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、事業者の役割を定めたものです。

【解説】

事業者は、地域社会において、製品・サービスを通じた社会的価値の提供や納税を通じた利益の社会還元、雇用の創出などにより、一定の社会的責任を果たしています。

しかしながら、市民ニーズが多様化する中、地域の一員として、これまで以上に地域に関わりを持ち、社会貢献性を発揮することが望まれるとともに、事業者自身においても、「企業の社会的責任（CSR）」論が高まりを見せているところです。

こうしたことから、事業者には、「地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努める」ことが、その役割として期待されるところです。

〈参考〉

「企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）」とは、企業が持続的な成長を遂げるためには、経済性だけでなく、環境配慮性や社会適合性を高めることで社会との共生を図ることが必要という考え方です。具体的には、従来からの、製品やサービスの提供、雇用の創出、税金の納付、メセナ活動といった責任に加え、社会活動への積極関与や環境保全の重視、人材の育成・支援、説明責任・情報開示の推進などの責任を果たすことが求められています。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第7条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、学校の役割を定めたものです。

【解説】

学校の本来の活動目的は、教育の実施にあり、市民公益活動を直接的に推進する主体としての役割を学校に求める趣旨ではありません。

しかしながら、学校と地域との関わりは非常に強く、例えば、学校による市民向けの講座の実施や研究成果の社会還元、施設の地域開放、あるいは体験学習や防犯活動などを通じた相互交流など、互いに連携・協力しながら、教育環境の向上のみならず、まちづくりにも寄与しているところです。

こうしたことから、学校には、「その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努める」ことが、その役割として期待されるところです。

〈参考〉

「福岡市教育改革プログラム」より

学校・家庭・地域相互の情報交換を進めるとともに、学校の持つ教育力や施設を家庭・地域に提供しながら、三者が連携して子どもたちを健やかに育てるための拠点となる学校づくりを進める。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

【趣旨】

第8条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、市の責務を定めたものです。

【解説】

これまでの行政主導によるサービス提供だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが困難なことから、市としては、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、よりよい地域づくりに向けて、市民公益活動を活性化することが、これまで以上に重要になっています。

そのためには、市は必要な施策を定めるとともに、市民公益活動の重要性を職員一人ひとりが認識し、積極的に施策を推進していけるような体制づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、市には、「(1) 市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施し」、「(2) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保する」とともに、「(3) 施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識向上を図り、積極的にこれを推進する」責務が求められるところです。

【Q & A】

Q：市だけが「役割」だけでなく、「責務」を有するのはなぜですか？

A：市民公益活動を活性化し、共働によるまちづくりを積極的に推進していくため、市には、他の主体のような「努力」ではなく、「責任」があるということを明確に示したものです。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

第9条から第13条までは、第8条で規定した「市の責務」を果たすために基本となる施策を掲げたものです。

【解説】

1 「情報の提供等」

市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとします。

2 「学習機会の提供等」

市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとします。

3 「人材の育成及び拠点施設の機能の充実」

市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点になる施設の機能の充実を図るものとします。

4 「市民公益活動に対する助成」

市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができるものとします。

5 「市民公益活動団体の特性の活用」

市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとします。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

第 14 条から第 19 条までは，市民公益活動の活性化を図ることを目的に，地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき，市の附属機関として設置する「市民公益活動推進審議会」について定めたものです。

【解説】

この条例が単なる理念にとどまらず，実効性のあるものとなるよう，審議会が市民公益活動の活性化に関する調査，審議，検討，評価などを行うものです。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第 20 条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨、委任したものです。